



特定健診を受けて 生活習慣病の重症化を防ぎませんか！

特定健診について



特定健診とは

メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病の
発症・重症化を防ぐための健診です。

どうして毎年受けないといけないの？
何の症状もなく元気だよ。



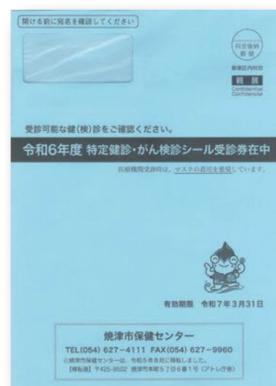
自覚症状がないのが **生活習慣病** !!
心臓病や脳卒中に「ある日突然」はないんです。
特定健診 を毎年受けることで
進行に気が付くことができます。



焼津市では

6,557 人が受けています！

受診率は **35.0%** (令和4年度)



5月下旬に特定健診・がん検診
シール受診券を発送しました。
同封したご案内を確認のうえ、
早速受診してみませんか？

受診後のサポートも充実！

- 特定健診の結果で気になる項目がある方は、保健センターの健康相談室をご利用ください。
- 特定健診の結果、生活習慣病の心配があると思われる方に訪問させていただきます。

問合せ先 保健センター（健康づくり課） 電話 627-4111

医療費のお知らせの発送について

国保加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認いただき、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、医療費のお知らせを発送しています。今年度は下記の予定で発送します。

受診月	医療費のお知らせの発送月
令和6年 1月・2月・3月	令和6年 7月
令和6年 4月・5月	令和6年 8月
令和6年 6月・7月	令和6年 10月
令和6年 8月・9月	令和6年 12月
令和6年 10月・11月	令和7年 2月
令和6年 12月	令和7年 3月

- ◎医療費のお知らせは、国民健康保険の加入者一人ひとりに発送します。
- ◎医療費のお知らせは、確定申告等で医療費控除を申告するときに添付して、明細の記載を簡略化することができます。医療費のお知らせの再発行はできませんので、必要な方は大事に保管してください。

問合せ先 国保年金課 給付担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1112

国保だより

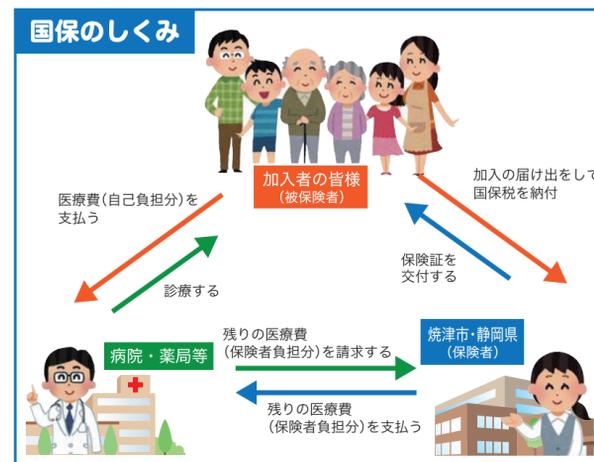
焼津市国保について



発行：焼津市国保年金課
令和6年7月4日
E-mail: nenkin@city.yaizu.lg.jp

国保のしくみ

国保とは、正式には国民健康保険といいますが、誰もが安心して医療を受けられるように、職業や年齢に応じて、すべての人が医療保険に入ることになっています。（国民皆保険制度）
国保はその医療保険のひとつで、焼津市と静岡県が共同で運営しています。病気やけがに備えて、加入者の皆様が国民健康保険税（国保税）を出し合って、医療費を補助する制度です。



1 医療費の自己負担分

医療機関等の窓口で支払う医療費（自己負担分）の割合は、年齢などに応じて異なります。

義務教育就学前	2割
義務教育就学以上 70歳未満	3割
70歳以上 75歳未満	2割 ※現役並み所得者は3割

2 国保に加入する人

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人、後期高齢者医療制度の対象の人、生活保護を受けている人以外は、国保に加入しなければなりません。

3 国保税の納税義務者

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯に国保加入者がいれば世帯主に課税します。

国保加入・脱退の届け出を忘れずに

就職や退職などで健康保険が変わった人は、国保の加入や脱退の届け出が必要です。国保の加入や脱退の手続きは勤務先などではできませんので、忘れずに **市役所本庁舎2階 国保年金課** または **大井川庁舎1階 大井川市民サービスセンター** に届け出をしましょう。
※マイナンバーカードの保険証利用登録をした人も、国保の加入や脱退の届け出が必要です。
※18歳以下の子どもが加入・脱退するときは子ども医療費受給者証、印鑑もお持ちください。

加入するとき

対象
・退職して勤務先などの健康保険を脱退した人 ・国保以外の健康保険の被扶養者から外れた人
持ち物
・これまで加入していた健康保険の脱退証明書 ・年金手帳、または基礎年金番号通知書（20歳～59歳の人） ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等） ・届け出をする人の身分証明証（マイナンバーカード、運転免許証等）

脱退するとき

対象
・就職して勤務先の健康保険に加入した人 ・国保以外の健康保険の被扶養者になった人
持ち物
・勤務先などで新たに交付された健康保険証または加入証明書 ・国民健康保険証 ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等） ・届け出をする人の身分証明証（マイナンバーカード、運転免許証等）

届け出が遅れ、国保の資格がなくなった後に国民健康保険証を使って医療機関（薬局を含む。）を受診した場合は、**国保で負担した医療費の全額を返していただくことがあります。**（なお、国保へ返還した医療費は、受診した日に加入していた健康保険へ請求することができます。）保険証が焼津市の国保から変わった場合は、受診した医療機関に必ず連絡してください。

問合せ先 国保年金課 保険担当 市役所本庁舎2階 電話 626-1113